

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年6月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100624号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200025号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年10月26日から同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成7年10月26日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年10月26日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成7年10月26日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年10月及び同年11月の標準報酬月額については28万円とする。

平成7年10月及び同年11月の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成5年11月1日から平成6年11月1日まで
② 平成7年10月26日から同年12月1日まで

私は、平成5年頃からA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は、平成6年11月1日から平成7年10月26日までとなっている。平成5年11月分の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されており、平成7年10月分及び同年11月分の給料支払明細書からも保険料が控除されているので、資格取得日を平成5年11月1日、資格喪失日を平成7年12月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、請求者から提出された平成7年10月分及び同年11月分の給料支払明細書から、請求者が請求期間②においてA社に継続して勤務し、請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の請求期間②に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成7年10月26日から同年12月1日までの期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された給料支払明細書により当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は28万円であると認められ、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者のA社における請求期間②の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額18万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①について、請求者から提出された平成5年2月分から平成6年10月分までの期間に係る一部の給料支払明細書から、請求者が請求期間①においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者が請求期間①に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張する平成5年11月分の給料支払明細書においては控除額欄に「健康保険料」、「厚生年金」、「所得税」及び「食費」として金額が記載されているものの、当該明細書における「支給額」の合計と「差引支給額」の差額は「所得税」及び「食費」の合計額であり、「健康保険料」及び「厚生年金」の金額は控除されていないことが確認できる上、当該明細書以外の請求期間①に係る給料支払明細書においては控除額欄の「厚生年金」に金額の記載はない。

また、A社の元事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を控除したかは不明と陳述している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。